

わたしも参加

あんじょう地域プラン

～第2次 安城市地域福祉計画～

[平成21年度～平成25年度]



大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

安 城 市

安城市社会福祉協議会

安城市民憲章

昭和47年11月1日制定

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

- * たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
- * きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
- * 自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
- * 教養を高め、若い力を育てましょう。
- * 健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。

わたしも参加

あんじょう地域フランー第2次安城市地域福祉計画 概要版一

計画の本編は、市役所、図書館、各公民館、各福祉センター及び市ホームページ「望遠郷」で閲覧できます

発行日 平成21年3月

編集・発行者

安城市役所 保健福祉部 社会福祉課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL (0566)76-1111/FAX (0566)74-6789

安城市社会福祉協議会

〒446-0046 愛知県安城市赤松町大北78番地4

TEL (0566)77-2941/FAX (0566)73-0437

※この印刷物は再生紙を使用しています。

はじめに

あなたのまちは、安心して暮らすことができるまちですか？

誰もが「住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしたい」そんな願いを持っています。

しかし、現実には、介護、子育て、防災、防犯などといった、さまざまな課題が山積しています。

課題は、待っているだけでは解決できません。地域のことを一番知っている皆さんがある、ご近所の人へのあいさつ、声かけ、ちょっとしたお手伝いなどを行うこと。

地域福祉は、こんなことから始まります。

そうです。地域福祉は、住民である皆さんのが主役です。

みんなで力を合わせ、誰もが安心して暮らせる、そして誇れるまちをつくりましょう。



策定の背景

目指せ、地域力の向上！

地域福祉活動 の推進



子どもや高齢者など
への虐待の増加



災害



防犯や災害時の不安



防犯

地域がかかえる さまざまな課題



障害のある人など
への理解の不足



マナーやモラルの低下



国際化による生活習慣の
違いからくるトラブル

3

基本理念

「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりがまちづくりの主役として、自分でできることを考え、行動を始めることが大切です。そのうえで、地域住民やボランティア、NPO団体、福祉事業者、市、社会福祉協議会など、みんなの力を合わせていくことが求められています。

この基本理念は第1次計画を引き継いだもので、「誰もが安心して暮らせるような地域社会づくりを推進していこう」といった思いが込められています。

4

計画期間

平成21年度 から 平成25年度 までの 5か年

5

計画の位置付け

- 本市の地域福祉を推進するための基本的な理念や方策を定めた計画です。
- 市や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、それぞれの地区、団体、福祉事業者などの活動計画も含んだ計画です。
- 本市における、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各種保健福祉施策の方向性を示す計画です。

6

策定のプロセス

- アンケートの実施
- 市民たすけあいフォーラムの開催
- 各種会議の開催
 - 町内福祉委員会などによる地域会議
 - 福祉関係団体やボランティア団体・NPO法人による関係団体会議
 - 福祉事業者による会議や聞き取り調査
 - 民生委員児童委員や学校などへの聞き取り調査など
- 広報紙やホームページによる情報提供
- パブリックコメントによる意見聴取



ポイント1 地域福祉の主役は、地域に住むすべての人です！

地域福祉活動は、地域に住むすべての人が安心して暮らせるまちづくりを進める、地域住民による地域住民のための活動です。

しかし、地域福祉の推進のためにには、住民どうしの助け合いだけでなく、地域に住むすべての人や団体を始め、福祉事業者、市、社会福祉協議会など、多くの人や団体の取組みが不可欠です。

右図の幸せを呼ぶ四葉のクローバーのように、みんなで力を合わせ協働することが、よりよい地域を創る秘訣です。



ポイント2 「自助」「共助」「公助」の推進と連携が重要です！

福祉の基本は、「自助」「共助」「公助」の推進にあります。

課題や困りごとによっては、本人や家族の努力だけではどうにもならないことがあります。そのようなときには、周囲に助けを求めるとともに、周囲の人による助け合いや、公的な機関による支援などが必要となります。

課題の解決のためには、それぞれの立場の人や組織が力を発揮するとともに、連携を図ることが重要です。



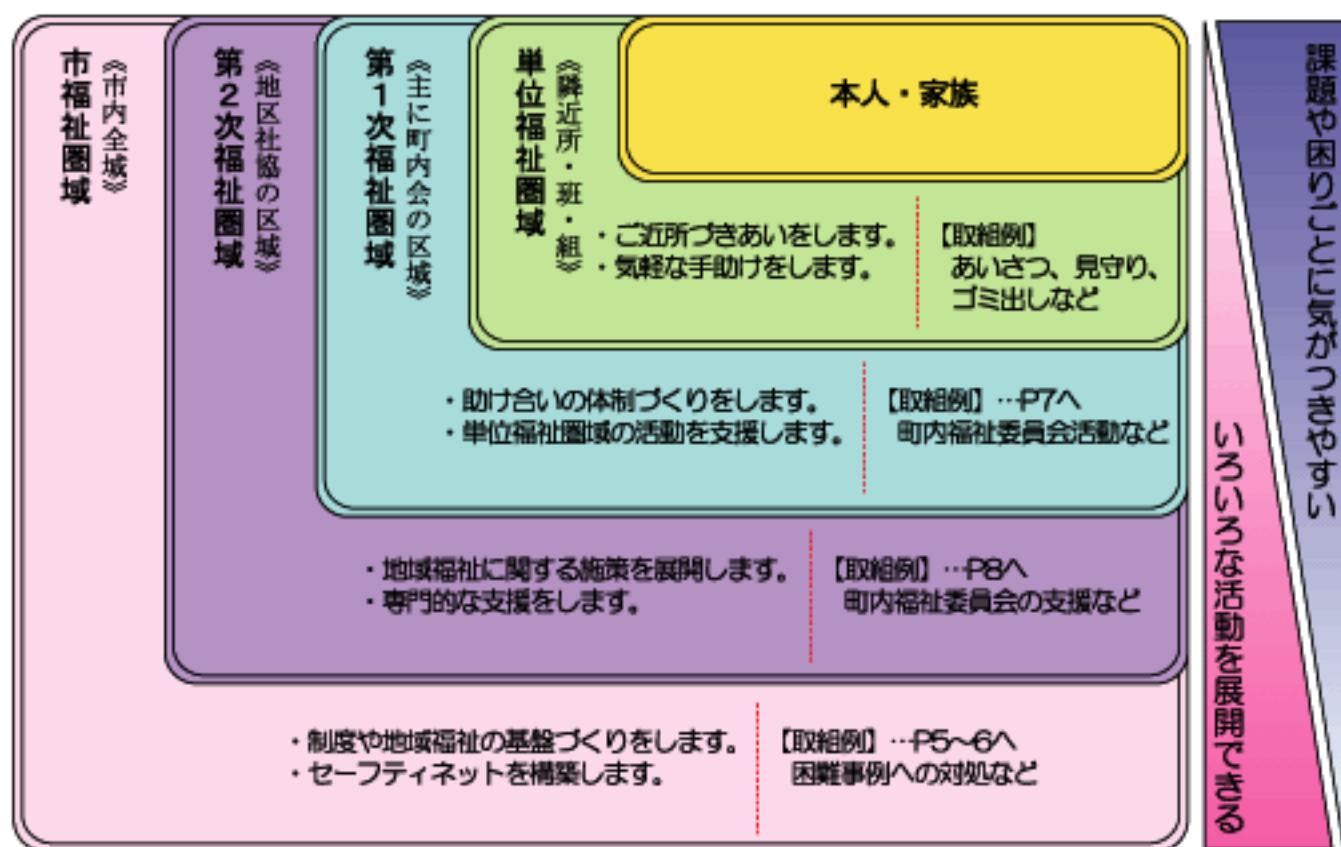
ポイント3 圏域ごとの取組みと連携の強化が必要です！

地域は、隣近所、町内会や学区など、大小いろいろな範囲に区切ることができます。

この範囲のことを「圏域」と言い、この中に多くの人が暮らしています。

隣近所や町内会の班や組では、困っている人も身近な存在として、気軽に声を掛け合ったり、手伝うこともできます。しかし、困りごとが大きく、専門的になるほど、支援の力も大きなものが必要となります。

こうしたときは、町内会や地区社協・市の区域へとつないでいただき、地域まるごとの支援体制を作ること。言い換えると、各々の圏域ごとの活動と支援の要請、バックアップをする圏域のしくみが、課題解決のための鍵となります。



8

計画の推進

- 市や社会福祉協議会は計画的な取り組みを行い、進捗状況を公表します。
- 町内福祉委員会は、地区社会福祉協議会の支援のもと、地域の実状に合った計画を立てて実践します。
- 福祉関係団体、福祉事業者などは、自分たちの実状に合った計画を立てて実践します。

市や社会福祉協議

基本目標 1

自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！ —住民による安全・安心なまちづくりー

地域は市民のみなさまの生活の場です。住みやすい安全な街づくりを進めるため、市民一人ひとりが主体となって自ら行動するためのさまざまな支援をします。

基本方針	基本施策
住民主体の地域福祉活動の展開	<ul style="list-style-type: none">身近なつながりからはじまる地域福祉意識の啓発地域福祉活動単位の地域福祉の推進
ひとにやさしい 安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none">地域ぐるみの安全活動（防災・防犯・交通安全）の推進ひとにやさしいまちづくりの推進

『具体的な取組み内容』

- 町内会への加入を促す広報活動
 - 町内福祉委員会の組織化と活動支援の充実
 - 出前講座などによる災害時要援護者支援制度の周知
 - 自主防犯パトロール隊の充実と活動支援
- など

基本目標 2

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！ —わかりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくりー

快適な生活を営むためには暮らしを支えるさまざまなサービスが必要です。各種のサービスを充実させるとともに、必要に応じ利用できるよう分かりやすく情報を伝えします。

基本方針	基本施策
誰にでも分かりやすい 広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">各種の媒体や身近な窓口を活用した広報・啓発の推進情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供
きめ細やかな相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none">身近な団体ごとにに対する相談窓口の充実と体制の確立専門的な相談体制の確立
幅広い多様なサービスの充実	<ul style="list-style-type: none">セルフヘルプ・「当事者力」活用の推進インフォーマルサービス（公的でない地域内サービス）の充実公的福祉サービスの充実
サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none">苦情解決窓口の充実と第三者評価制度の推進セーフティーネットの推進

『具体的な取組み内容』

- 点字・音声による情報提供の推進
 - 各種の相談窓口の周知と充実
 - 老人クラブ、障害者団体、子育てサークルなどへの支援
 - 福祉事業者による苦情相談窓口の設置の拡充
- など

会の今後の取組み

基本目標3

自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！ —地域まるごと支え合いの仕組みづくり—

生活においては「自分だけ」「地域だけ」ではなんともならない課題も時として生じます。地域住民と行政が手を取り合い、そうした課題を放置しないような関係づくりを進めます。

基本方針	基本施策
早期発見・早期対応に向けた支援ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none">支援を必要としている人への適切な対応支援機関の機能強化
関係機関の連携の強化	<ul style="list-style-type: none">地域におけるネットワークの構築保健・福祉・医療の連携の強化

『具体的な取組み内容』

- 住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報・啓発活動の推進
- 福祉支えあいマップ作成の支援
- 家庭、学校、地域、福祉事業者等の連携の推進
- 高齢者や障害のある人に対する総合的な支援体制の確立など

基本目標4

地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！ —地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり—

地域づくりには、それを担う「人」が欠かせません。また活動の場も必要です。人材の育成を行うとともに、地域活動の拠点を提供します。

基本方針	基本施策
こころのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none">地域・家庭・学校を結ぶ地域福祉活動・福祉学習の推進多様な人格と個性を尊重し相互に高めあえる意識の醸成
地域福祉の新たな担い手の養成	<ul style="list-style-type: none">地域の福祉活動への参加のきっかけづくりと活動支援ボランティアの養成と活用地域福祉活動を担う団体への支援
健康づくり・生きがいづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none">健康づくりの場や機会の確保社会参加と生きがいづくり
地域福祉活動を支える拠点機能の充実	<ul style="list-style-type: none">地域福祉センターの整備と機能の充実公共的な施設の有効活用による居場所づくり

『具体的な取組み内容』

- 出前講座の充実
- ふれあいサロンなどの交流事業を通じた、地域での世代間交流の促進
- 福祉まつりなどの開催
- 高齢世代に向けたボランティアに関する情報提供と機会の提供など

地区ごとの

【町内福祉委員会の取組み】

地域会議や町内ごとの会議を通して、町内福祉委員会ごとに地域の課題の抽出と活動の方向性を整理し、活動計画づくりを進めていただいている。ここでは、会議で出された取り組み案の一部を紹介します。

東山地区

- ・一人ひとりの困りごとが発信しやすい環境づくりを進める。
- ・福祉委員を地域の幅広い層から選出し、いろいろな意見を積極的に取り入れる。
- ・資源回収時に支援が必要な高齢者や障害者に対して、分別や荷造りを手伝う。
- ・普段ご近所で何気なく行っている活動を福祉委員会で支援する。

中部地区

- ・地域の見守り、支え合いを進めるために防災・福祉支え合いマップを作成する。
- ・支援が必要な人に、近所の人やボランティアで支援チームを立ち上げる。
- ・見守り活動も兼ねた防犯パトロールを行う。
- ・町内行事で炊き出しなど防災訓練を行う。
- ・町内福祉委員会のメンバー構成を見直し、女性の力を活かしていく。

作野地区

- ・新しく引っ越してきた住民に町内マップを配布する。
- ・防犯パトロールと挨拶運動を一体化させる。
- ・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動も兼ねた防犯パトロール体制をつくる。
- ・町内公民館を、サロン活動など住民の自由な居場所として開放する。
- ・町内行事をマンションなどの住民も参加しやすい行事にして、ふれあい活動につなげる。

中央地区

- ・住民支え合いマップを作ることにより、福祉課題と資源を発掘する。
- ・町内福祉委員会のメンバーに、ご近所の世話焼きさんを加えて、ご近所福祉を進める。
- ・町内で障害や認知症などへの理解を広げるための当事者を交えた懇談や話し合いの場をつくる。
- ・認知症高齢者の徘徊を見守るため、近隣の町内のネットワークをつくる。

西部地区

- ・住民支え合いマップを作成して町内の福祉課題を把握する。
- ・認知症家族の会づくりや、認知症や障害を隠さないといった意識啓発活動を行う。
- ・助けられ上手講座を定期的に開催する。
- ・町内役員OBに活動への協力依頼をするなど、人材の発掘をする。
- ・災害時要援護者支援制度の未登録者への町内独自の調査を行う。

安祥地区

- ・サロン活動において、参加者の困りごとなどをていねいに聞き取って、援助していく。
- ・民生委員・児童委員とつながりを深めて、福祉課題に取り組む。
- ・あらゆる年代の住民が参加する防災体験学習の機会を引き続き設けていく。
- ・町内の集会所を、高齢者の閉じこもり予防の場や子どもの見守り活動の場としてもっと活用する。

明祥地区

- ・現在ある見守りネットワークを強化し、無理しない、さりげない見守り活動を継続する。
- ・認知症に対する理解を広め、家族の意識改革を進める。
- ・行事に自力で来られない人への送迎をする。
- ・知識や腕を活かした人材の登用を進める。
- ・役員OBに呼びかけるなど、新しい人材の発掘をする。

桜井地区

- ・「町内での存在を知ってもらえる」「困った時や災害時にも支援がスムーズに受けられる」など、町内会に加入する利点を伝えていく。
- ・災害時要援護者支援制度の支援者が近隣住民になっているかの確認と見直しを行う。
- ・町内で様々な支援が必要な人の実態把握をし、相談や支援を行う。
- ・町内福祉委員会の組織構成を、各組からふさわしい人材を発掘し、強化する。

今後の取組み

【 地区社会福祉協議会の取組み 】

概ね中学校区ごとに設置された地区社会福祉協議会では、町内福祉委員会を地域福祉推進の中核組織と位置づけ、町内福祉委員会支援計画を策定しました。



- 誰もが安心して暮らせ、地域で住民が孤立しない町づくりを支援します。
 - 誰でも気軽に参加できる、ふれあいのまちづくりを推進します。

1. 地域の誰もが自由に地域の問題や生活の悩みを出し合える環境づくりを支援します。
 2. 高齢者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮せる地域づくりを推進します。



1. 各町内の特色や長所を生かした福祉活動を支援します。
 2. 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を支援します。



1. 安心して暮らせる町づくり活動に住民全体で取り組めるように支援します。
 2. 地域福祉活動を特定の人の活動から“みんな”的活動にしていきます。



- 1.町内の特色を活かした活力ある地域福祉活動の推進を行います。
 - 2.福祉についての理解を広め、誰もが参加しやすい福祉活動の推進を図ります。



1. 「助けて！」が言いやすい地域づくりを支援します。
 2. 災害時に備えた「ご近所福祉」の推進を支援します。



1. 地域におけるさまざまな世代の住民同士の交流を促進し、助け合い活動を支援します。
 2. 住民の生活課題解決に取り組む町内福祉委員会活動を支援します。



福祉関係団体・事業者

関係団体会議や聴き取り調査などを通じて、団体ごとに今後の取組み案の作成を進めていただきました。ここでは、その一部を紹介します。

高齢者、障害のある人、子育て中の人の団体

- 会員の拡充と加入の呼びかけを行います。
- 会員同士の情報交換や勉強会などを通じて、会員同士の助け合いの輪を広げていきます。
- スポーツ活動や芸術文化活動などを通じて、会員同士の交流の場を増やします。
- 障害のある人への理解を深めてもらうため、多くの人を対象にした啓発活動を行います。
- 福祉まつりや公民館行事などに参加して、会の活動などの啓発を行います。
- 防災訓練や清掃活動など、地域の行事に参加します。
- 当事者の考え方や要望などを行政へ伝えます。



ボランティア、NPO団体

- ボランティア活動入門講座を開催するなど、ボランティア会員の発掘や養成に努めます。
- 町内の見守り活動の会員の増強と支援者の確保に努めます。
- 障害や障害のある人に対する理解促進のため、小・中学生対象の福祉教室の実施をします。
- 子育て中の人が気軽に立ち寄れるつどいの広場事業を継続します。
- ドメスティックバイオレンス被害者の支援につながるサポートグループの会合の定期的な開催を行い理解を深めます。
- ひきこもりやニートの人を対象とした居場所づくり事業などを行います。
- 地域での円滑な活動を行うため、町内会や関係団体等との連携の強化を図ります。



などの今後の取組み

民生委員児童委員協議会

- ・災害時要援護者支援制度の活用をするなど、より細かな要援護者の支援体制を確立します。
- ・地域における子育て支援や主任児童委員などとの連携により、事件、事故、虐待などから子どもを守ります。
- ・町内会、町内福祉委員会との協働による見守り、支援活動を充実します。
- ・ふれあい活動の推進による地域の情報収集や町内組織・行政などとの連携をもとに課題解決に努めます。
- ・地域における声かけ、あいさつ運動を実践します。

心配ごと相談室



福祉事業者

- ・利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上に努めます。
- ・従事者の専門性向上と事業者独自のサービスの開発、提供を行います。
- ・地域や他機関との連携の強化を図ります。

小中学校

- ・高齢者や障害のある人への理解促進など福祉学習の展開を促進します。
- ・地域ボランティアとしての活動を行います。
- ・学校行事や地域の行事への参加などを通じて、地域の人との交流を推進します。

